

笏毆右兵衛佐能信之肩、仍藏人定輔、伊成ヲ自縁突落、召集能信之家人、執髮踏臥、以續松令毆、陵云云、依之伊成後日出家云々

〔古今著聞集十五〕靜賢法印のもとに、馬允なにかしとかや、ゆ、敷力つよく、けなげ有男有けり、或時こともあらぬ小冠と、双六をうちける程に、口論をしあがりて、此小冠を引寄て、へその下をつきてげり、柄口迄つきたりければ、いきごとすべくもなかりけるに、小冠者少もおどろきたるけしきもなく、やがて敵にしがみつきて、刀をうばひ取て、さしも大力の大男を押ふせて、うへに乗て刀をさしあて、既にころしてんとしけるが、いか、思けん、先わが腹をかき出して、きずを見て云様、汝これほどに成たれば、害せん事滞有べからず、但我きず痛手にて必死すべき身也、功德に汝か命たすけん、最後に罪つくりてよしなしと云て、事なくておはりぬ、さて法印の前に行て、かゝる事こそ候つれとて、事の次第始めより申て、やがてたふれ臥て死にけり、略

〔平家物語〕額うち論の事

さるほどにおなじ七月元年永萬二十七日、上皇條二つゐにかうぎよなりぬ、略中御さうそうの夜、延暦興福兩寺の大衆、がうちるんといふ事をし出して、たひがにらうせきにおよぶ、一天の君ほうぎよ成て後、御むしよへわたしたてまつる時のさほうは、南北二京の大衆、ことごとく供奉して、御む所のめぐりに、我が寺々のがくをうつ事有けり、まづしやうむてんわうの御ぐはんあらそふべき寺なければ、東大寺のがくをうつ、つぎにたんかい藤原不比等の御ぐはんとして、興福寺のがくをうつ、北京には興福寺に向へて、延暦寺のがくをうつ、次に天武天皇の御ぐはん、教待和尚、智證大師のさうくとして、園城寺のがくをうつ、しかるを山門の大衆、いか、おもひけん、せんれいをそむひて、東大寺のつぎ、興福寺のうへに、延暦寺のがくを打あひだ、南都の大しゆ、とやせまし、かうやせましと、せんぎするところに、こゝに興福寺のさいくだうじゆ、くはんをんば